

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第76号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第79号 令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第66号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第5 議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第78号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第69号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第70号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第77号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第80号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	6番	広瀬 守 克
8番	若原 達 夫	9番	鳥居 佳 史
10番	関谷 守 彦	11番	森 清 一
12番	馬 渕 ひろし	13番	今木 啓一郎
14番	杉原 克 巳	15番	棚橋 敏 明

16番 庄田 昭人

17番 若井 千尋

18番 若園 五朗

○本日の会議に欠席した議員（1名）

7番 藤橋 直樹

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和之	副市長	梶浦 要
副市長	丹羽 俊一	教育長	服部 照
企画部長	磯部 基宏	総務部長	石田 博文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼井 敏明	健康福祉部長	佐藤 彰道
都市整備部長	桑原 秀幸	環境水道部長	矢野 隆博
教育委員会 事務局 長	佐藤 雅人	会計管理者	広瀬 進一
監査委員会 事務局 長	今木 浩靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 克彦	書記	松島 孝明
--------	-------	----	-------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

議会事務局長より報告します。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり、報告します。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は10月17日に税務課を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第76号及び日程第3 議案第79号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてと日程第3、議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若原達夫君。

○産業建設委員長（若原達夫君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、12月9日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、課長の出席を求め、補足説明

を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回債務負担行為に設定した配水管移設事業は今後進めていくものかとの質疑に対し、そのとおりで、本田団地内について、これから事業を進めていくとの答弁がありました。

また、債務負担行為の期間の令和6年度から8年度で事業は終了するのかとの質疑に対し、本田団地内については下水道事業とともに行う事業であり、下水道事業の完了予定の令和8年度末に合わせているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和6年12月20日、産業建設委員会委員長 若原達夫。以上です。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号から日程第9 議案第78号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第66号証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてから日程第9、議案第78号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、副委員長に報告を求めます。

文教厚生委員会副委員長 若園五朗君。

○文教厚生副委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

文教厚生委員会副委員長 若園五朗です。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、12月10日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。

6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の

出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第66号証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、違約についてはメーカー側の機器が提供できないことが原因かとの質疑に対し、メーカーとしては現在の後継機種を製造しないということであり、現在の機器が使用できる範囲内であればサービス継続等は可能であるが、22市町で協議したところ、コンビニ交付サービス等の環境も変わり役目を終えたのではないかとこのところ、令和7年3月をもって終了することで22市町が合意したものであるとの答弁がありました。

また、令和4年の契約時にはサービス終了の見込みはなかったのかとの質疑に対し、そういった情報はなかったとの答弁がありました。

また、現在各市町で機器の状況がばらばらであるが、広域総合サービスを開始するに当たって足並みをそろえるような話はなかったのかとの質疑に対し、最初は岐阜市と柳津町だけで平成11年から始まり、その後、平成12年7月に44市町村で足並みをそろえて始まっているとの答弁がありました。

また、当初は足並みがそろっていたけれども、現状このような結果になっているのはどの質疑に対し、機種の調達は各市町で行っており、リース期間満了により更新または再リース、購入など、ばらばらになっている状況があるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、契約時に違約金について交渉はしたのかとの質疑に対し、賃貸契約書に違約損害金についての記載があり、リース契約は原則中途解約はできないため、交渉は行っていないとの答弁がありました。

また、議決後に相手方と減額交渉をしていくようなことは考えられないのかとの質疑に対して、交渉しても変わらないということは確認済みであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、このまま県内統一化で進めていく考えでいいのかとの質疑に対し、事業全体を存続させなければならない任務もあり、現時点では令和11年度の段階で県内の保険料水準が統一される目標が示されているので今後も検証を確認しながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、今回の提案は昨年示された計画より若干のプラスになっている。昨年の計画どおりに

行い、その傾向を見て調整するような選択肢もあったのではないかとこの質疑に対し、毎年状況を把握し直しながら、その都度見直しを考えている。今回も基金の残高だけでなく、県内で当市がどのくらいの水準であるのかなど加味しながら検討しているとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、被保険者の公平性ということだけを前面に打ち出して、上げていくこと自体が市民として見た場合、これでいいのかという思いがある。根本的には国に対ししっかり要求していく事項である、市として何らかの対応策を具体的に出されているわけではないことから賛成できる内容でないとして反対討論がありました。

また、賛成討論として、保険料水準の統一化に向け、公平的な立場で考えたときしっかりと基本線の中で考えていかなければならない。その上で市として考え、今後も十分検討して進めてもらえばいいとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、体育館を半面もしくは全面を複数の団体が借りる場合はどのように予定しているのかとの質疑に対し、各市町の実施状況を確認し利用団体同士で協議していただき、利用してもらうことを考えている。また、説明会や利用の手引等にも記載し、理解を得たいと考えているとの答弁がありました。

また、使用の仕方にもよると思うが、そもそも空調の効果があるのか、どのような検証をしたのかとの質問に対し、設計をした際、おおむね1時間ほど運転し、夏場では27度、冬場では18度ぐらいで空間・大きさを考えて設定しているが、今回断熱工事を実施していない。そのため、夏場の実証、確認したいと考えているとの答弁がありました。

また、体育館使用の有料、無料と空調の利用の考え方は同様かとの質問に対し、使用料免除の方については冷暖房も無料、使用料をいただいている方については冷暖房の使用料をお支払いいただき御利用いただくことになるとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、市民の体育振興の観点から減免をすべきではないか、全て受益者負担ということには反対であるとして反対討論がありました。

また、賛成討論として、使用料は他市町と比較しても決して高くはない、受益者負担をしてもらうことには賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、条例改正を出すタイミングが遅いのではないかとこの質疑に対し、はなみずきこども園の園舎が確実に建設できるということがはっきりする時期があったと思っている。昨今は資材が入ってこないなど言われているが、今の

ところ2月末に完成すると聞いており、園舎が確実に完成するぎりぎりのところまで待っていたとの答弁がありました。

また、現在の牛牧第1保育所の施設については、放課後児童クラブとして利用していくのかとの質疑に対し、その方向で進めていたが、建物老朽化の面でどうしていくのが一番いいのか検討している段階であるとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、公立保育所を廃止し、公私連携とはいえ民間にお願いしていくというやり方自体、保育を行政として責任を持ってやっていくという立場からすれば、減らしていくという方向に疑問を感じるとして反対討論がありました。

また、賛成討論は、今後子供が減っていく中で、公立を廃止し、公私連携の保育所とすることは効果的であるまた、議案の提出時期においても、資材高騰により建設期間の延長などがある中で、しっかりと完成の見込みが立ってからという点で問題はないと考えているとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第78号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和6年12月20日、文教厚生委員会委員長 藤橋直樹。終わります。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第66号証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回、来年度令和7年度の国保税引上げをするという案でありますけれども、今年度から始まった岐阜県内での医療費水準、この格差を無視した保険料水準の統一化という方向の中で、この値上げ案が出されているところであります。

今年度、実際にどれだけ国保税が上がったのか。これについては、瑞穂市国民健康保険事業の概要 資料編というところによれば、1人当たりの調定額、最初にこれだけ払ってくださいというものがありますけれども、その調定額は令和5年度9万3,072円でありました。それが今年度は10万2,116円、9,044円、率にすると9.7%アップした、1割近い引上げであります。これは、令和5年度、昨年度まで4年間引き下がっていた1人当たりの調定額8,327円、これを1年ではるかに超えてしまう額になっております。

資料によりますと、所得が100万円で子供が2人の4人家族の国保税、この場合、低所得者の軽減制度、法定減免ですけれども、これの適用を受けるわけでありましてけれども、この場合、昨年度、令和5年度12万1,300円であったものが今年度は13万2,400円となり、1万1,100円アップしておりました。それが7年度になるとさらに1万2,500円、つまり2年間で2万3,600円引き上がっていく。そして、最終予定している年度、令和11年度、ここになりますと国保税が19万6,200円。これが令和5年度と比較すれば、6年間で7万3,900円アップしたという異常な額になっております。所得の2割近く、この所得100万という方のところの2割近くを国保税として納入しなければならない、そういった現状があります。果たしてこれで生活が成り立っていくのか、かえって未払いが増えてしまう、そんなことにもなりかねない。それが横行すれば、その減収分をまたほかの人で負担をしなければならない、そんな事態にもなりかねないと思います。

この国民健康保険税、ところによっては保険料、いろいろありますけれども、これは国の政策で県内統一化という方向が進んでおります。その先端を行っているのが大阪府であります。そこで示されている昨年度の統一保険料、これは先ほどと同じ所得100万で4人家族です。子供さんは小さいという家庭ですけれども、そういった中でいきますと示されている金額は22万9,208円、こういった非常に高い保険料、そして大阪自体が全国で一番高くなっているということでもあります。

大阪の国保の最大の問題点は際限ない値上げが続いていくということでもあります。これは前提としては、各市町村の国保が絶対に赤字にならない、黒字になるように計算をしていくということになっております。その結果どういことが起こっているか。国保の積立金、基金ですけれども、それが大阪では各市町村、結局毎年積み上がっていく状況が一方で生まれてきております。ところが、この積み上がった基金あるいは繰越金といったものを保険料の引下げに使えない、そういった仕組みになっておりますので、これは国保の基金が残ったとしても国保の

保険料を下げるができない、そんなふうになっております。この結果、国保制度が幾ら残ったとしても、肝腎の住民が生活できないような苦しくなるような状況をつくっていいのか、ここが一番の今の問題点だと思います。

このような状況の中で、せめてその負担を緩和する対策を取ることはできないのか、そういった思いもありまして、私の16日の一般質問の際には軽減措置を何らかできないかということで話をさせていただきました。

現在、小学校に上がるまでの子供たちの国保税の均等割、要は子供が1人いれば合わせて3万5,200円必要だということになっておりますので、その半分については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担をして軽減していくという仕組みが今つくられております。この制度を例えば18歳未満までの子供を対象に拡大をする、あるいは全額免除にすることはできないかという提案をさせていただいたところでありまして。子育て支援として位置づけもできます。そして、そもそも国保の場合、こういった均等割とか平等割があるということによって、特に世帯人数の多いところの負担が重くなっている現状も多少なりとも負担軽減をしていくと、そういう思いで提案をさせていただいております。

今、執行部から紹介がありました。11月22日に全国知事会から国に対し、就学前の子供たちの均等割半額減免制度、これは先ほど紹介した内容ですけれども、これを18歳未満までに国の責任で広げていくよう要望が出されたということも紹介がされたところでありまして。これは、それだけこの国保も非常に重たい負担になっている現状があるということでありまして。こういった意味では全国の自治体が一緒になって取り組んでいける課題でもあると思います。

こういったものをぜひ実現していくというためには、やっぱりそれぞれの市町での協力体制、そういったものもつくっていくことがこれを後押ししていく、そういった意味では各自治体でもこういった独自の取組をまずはしていく、それが全国的に波及していくという力になっていくと思います。

こういった減免制度、じゃあ実際にやった場合どうなのかということについては、執行部から説明がありました。

瑞穂市独自にこれを行った場合、半額減免の対象を拡大した場合は1,158万円、全額免除にした場合は2,712万円必要だという説明がありました。ただし、ここについては簡易的な計算ということで、法定減免の世帯、これは実際には国保加入者の52.3%の方がこの減免の対象になっているという実態がありますけれども、ここを考慮すると、実際には先ほど示された金額よりも少ない費用で済んでいくことになると思います。

私も、これはどういうふうに計算したらいいか、なかなか難しいところでありまして、たまたま今年度の予算に未就学児均等割保険税繰入額という予算が組んでありました。それが300万となっておりますので、これをベースに示された人数で逆算をしていくと、半額減免

の対象を拡大した場合はおよそ877万円、全額免除にした場合は2,054万円必要になるというふうに考えます。こういった額であれば、市としても何らかの工夫をすれば対応可能な負担ではないか。子育て支援としても、そして、あまりにも負担の重い国保税を考えるということで、検討するというので、こういった施策もあり得るという提案でありますけれども、残念ながら執行部からは、財政負担あるいはそういった制度をつくったとしても、国保統一化の中で市独自の制度が残せなくなってしまう可能性もあるという理由で検討ができないというふうなお話でありました。

しかし、ここら辺についてはしっかりと、まだ統一したからといって各個別の対応が否定されるわけでもないというふうに考えますし、ここで今、一つ一つ少しでもその負担増を食い止めるということを行うことによって、やっぱり少しでも市民の暮らしをよりよくしていく、そういった観点から、私は今回の国保税引上げの条例案の改定については反対をさせていただきます。

以上で、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

執行部からは、国民健康保険事業については、平成30年度以降、受益と負担の公平性を図る観点から、県内市町村の保険料水準の差を解消するため保険料水準の統一の取組を進めていること、そして、完全統一という表現をされているようですが、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となることが公平性の観点から望ましいという国の資料に示されていることの説明を受けました。

また、令和6年度、県内21の税率比較では、瑞穂市は9つの区分のうち7つが16番目以上に低い税率で、特に医療給付費分の均等割は19番目、平等割は最も低い21番目となっております。保険料水準の統一に向けて税率を見直すのは昨年に続いて2年目となりますが、前回の見直しを行ってなお、この状況であると言えます。

現時点では、保険料水準の統一がなされる令和11年度を見据えて税率の見直しを進められていますが、令和15年度には県内の税率を完全統一する目標が示されていることから、今回の条例改正は将来を見据えた瑞穂市の取組として避けては通れないと考えます。もちろん、あらゆる状況に変化もあると思いますので、基金の運用も含めて、その都度情報を集めて検証を行うことにより急激な変化が表れないように円滑に取組を進めていただくことをお願いしつつ、以

上のことから、今回の瑞穂市国民健康保険税条例の改正は必要と考え、賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

中学校の体育館の空調設備が今整えられつつあり、子供たちにとっても、そして地域の防災の拠点となるところにとっても大変よい政策だと思っております。小学校については、来年度から空調設備が設置されるというふうにも聞いております。早期の実現を期待したいと思っております。

さて、その際、この体育館を利用する場合、1時間2,000円の冷暖房費が必要になるという、この条例によって2,000円の冷暖房費を徴収するという条例であります。

確かに説明によりますと、実費として考えた場合2,000円の電気料がかかるという説明でありました。その説明の内容は分かりましたけれども、では、これを全て受益者負担で賄ってい

くということでもいいのかという観点から、この条例には賛成しかねるというふうに思います。

この実費がかかり、ほかの市町の多くのところも大体1時間2,000円程度という話ではありますけれども、今、中学校の体育館を全面的に借りた場合、午後の部でありますと1,300円、夜間であれば1,700円という使用料であります。ところが、エアコンを使えば1時間使って2,000円加算され、2時間であれば4,000円ということになります。先ほどの委員長報告の中にもありましたけれども、1時間程度稼働して想定される温度になるという話でありますけれども、そうしますと2時間は使うということになってくると思います。そうすれば、2時間であれば4,000円の加算となり、これまでの3倍以上の額を払わなければならなくなってくるということになります。特にスポーツ関係であれば定期的に行うというところがほとんどだと思います。仮に週1回練習を行うということであれば、月に4回行うこととなりますので月の負担が2万円以上になってくる可能性があると思います。これはさすがに負担が重い。同好会的にやる場合においては多数の人数が集まってやるというよりも一定の規模の人数でありますので、それを参加している人たちで割るとすると結構な負担になってくるのではないかと私は思います。これはひいて言えば、市民がスポーツに親しむ機会あるいは権利といったものを奪いかねないということになると思います。

せめて2,000円という額を全て本人負担、応益負担といいますか、そういう形で持っていくのではなく、それなりの体育の振興という観点から減免をするということ、減免というかこの使用料の設定を下げていくということも必要ではないかと思ひ、今回さすがに2,000円は高いのではないかということで、この条例の改正案については反対をいたします。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例改正は、先ほどから説明がありますように、昨今の地震、洪水等が発生する状況に避難所として暑さ寒さに備えるとともに、猛暑や寒波に備えて安心して児童・生徒や市民が利用できる体育館とするために整備された冷暖房の空調を利用する際の冷暖房費を受益者負担していただくための条例改正であるというふうに理解をしております。

この1時間2,000円という使用料につきましては、2,000円の電気料がかかるということでありまして、他市町の事例を鑑みてもそんなに高額ではない、そのように思っております。空調に要する費用を受益者負担にさせていただくという内容でありまして、市財政に与える影響を考

えても適切であるというふうに考えております。

今、関谷議員がおっしゃられたような負担が重たいというお話は確かに理解するところもございませうけれども、やはり利益を受ける方がその応分の負担をしていただくということは必要なことであるというふうに考えております。1時間2,000円ということではありますが、運動していればだんだん体は温まってまいりますので、2時間使用されるのなら1時間利用していただいて、利用料の調整というのは恐らく使用される方が御判断をされて使われるものというふうに理解をさせていただくところでございます。

以上のことから、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、議員各位の御賛同をお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、反対討論を行わせていただきます。

この条例は、公私連携保育所型の認定こども園はなみずきこども園の設置に伴い、牛牧第1

保育所を廃止するというものであります。

既にはなみずきこども園も含めた保育所の募集も終わり、11月には第1次の内定通知も既に出されたところであります。そんな中で既成事実をつくってしまってから条例の改正ということは、議会の審議権を奪う、ないがしろにするものではないでしょうか。

前回、平成31年4月にスタートしたほづみの森こども園設置に伴う穂積保育所廃止の際は、廃園1年前の平成30年3月には条例改定がなされているところであります。

今回遅れた理由としては、委員長報告にもありましたように、こども園の開設が4月に間に合うかどうか心配があったということのために、慎重を期して今回の提案になったという説明がありました。

しかし、このはなみずきこども園への募集も、既に8月1日から募集要項が配付され、だから、実際には7月以前に準備がされていたということでもありますけれども、その時点では当然、市の説明からすれば、来年度の4月1日に新しい園舎ができるかどうか不明だったということになったと思われましても、それにもかかわらず、当然準備をするためにも募集をして、ほかの保育園と同じような取組をされております。もし、このような状況の中で、仮に4月1日に間に合わなかったとしても仮園舎を使って進めていくということになるはずでありますから、そういったことを考慮すれば、逆算していけば6月の議会にはこの条例案は提出すべき議案であったのではないかと、そのように考えております。

今、瑞穂市の計画では、市内の2つの公立の保育所を公私連携による認定こども園に変えていく、さらに1か所、公私連携のこども園を誘致していくということで、これで穂積とそれから牛牧にそれぞれあった公立の保育所を廃止して認定こども園をつくる。それから、これまで保育所がなかった生津地域に認定こども園をつくるということで、現在準備が進められているという状況になってきております。

私は、私立の保育所とか認定こども園について、その在り方を否定するつもりはありません。それぞれのいいところが生かされるような取組、こういったことを行政がサポートしていくことが必要だと思います。

しかし、今回の市立の保育所をなくして私立のものに変えていくということについては、反対であります。市立の保育所のよいところは幾つかあると思っておりますけれども、やっぱり一番大きいのは、保育士さんの年齢層が広く経験豊かな方が見えることが挙げられると思っております。保護者の心配事に対しても重層的なサポートが可能になる、そういった意味で安心して子供を預けることができるというところに私はあると思っております。

瑞穂市においては、幼児期の教育と小学校教育の滑らかな接続と質の高い保育・教育活動の推進を掲げております。そして、それを具体的に進めるための施策も取り組まれているところであります。そのためにも、市立の保育所の役割は非常に大きなものがあると思っております。

子供が減っていく中で、市立の保育所は廃止して公私連携のこども園にしていくことは効率的である、効果的であるとする御意見もあるところでありますけれども、しかし、子供が減少していく時代であれば逆に私立の保育所等のリスクは増大する可能性がある、場合によっては廃園に追い込まれる可能性も出てきます。その内容についても様々な御意見があるところです。そういった意味においては、市立の保育所を維持していくことは保護者への安心感も大きなものがあると思います。

私は、今後市立の保育所をこれ以上減らさない、そういった思いも込めて今回のこの条例改定については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど関谷議員もおっしゃられたように、牛牧第1保育所を公私連携保育所として整備運営することとなるため、牛牧第2保育所を牛牧保育所と名称を改めるための条例改正であるというふうに聞いております。

まず、公立保育所を公私連携保育所として運営をしていくという市の方針については、保育の質の確保、そして市民である保護者の希望する保育というものを実現していくためには必要なことではないかというふうに考えております。また、保育に関わる人材確保が困難な中、安定した人材を確保し、民間の知恵を利用した、必要とされる保育の確保というものが必要ではないかというふうに考えるところでございます。また、今回は公私連携ということで、民間事業者であっても地域との連携など瑞穂市の要望にも応えていただきながら協力関係を築き、運営される公私連携の保育所というふうに理解をさせていただいております。

そうした観点から、瑞穂市については、こうした新しい公私連携型の保育を進めていくということは必要なことであるというふうに考え、以上のことから、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、議員各位の御賛同をお願いして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第78号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号から日程第15 議案第80号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第15、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 改めまして、皆様おはようございます。

議席番号13番 今木啓一郎でございます。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会

の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、12月11日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長、また、一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第77号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、民生費が約4億7,000万円増額しているが、その理由はとの質疑に対し、障害者福祉費として約2億4,000万円増額しており、主な要因は、各種障害福祉サービス等扶助費の増額である。額の大きいものでは、就労継続支援型（B型）が5,261万3,000円、放課後等デイサービス費が5,970万1,000円、児童発達支援費が6,851万円となっている。これらはここ数年利用者が増加しているため、増加の傾向は今後も続いていくと思うとの答弁がありました。

また、放課後等デイサービスの利用者の負担額はとの質疑に対し、利用者の自己負担については所得に応じて決まっており、一概には回答できないとの答弁がありました。

また、道路維持費の光熱水費と修繕費はどこの部分かとの質疑に対し、電気料については街灯の電気料で、燃料費の調整単価が電気料に係っており、これが今回上がっているため増額補正をしている。修繕費については、道路の不具合があった部分を随時補修しているものであるとの答弁がありました。

また、街灯をLED化しても電気料は足りないのか、またLED化はどのくらいまで進行しているのかとの質疑に対し、LED化については今年度と来年度で市内の街灯を全て変更していく計画で進めている、そのため電気料は再来年から下がると思うとの答弁がありました。

また、児童福祉費の負担額の補正額約8,800万円は保育所に支払うものかとの質疑に対し、私立保育所に支払うものである。いわゆる保育の無料化で保育料が国と県から来るので、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担になる。私立保育所への給付費について、今年度に算定根拠の単価の見直しがあったため、その増額分を計上しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、休憩を取り、再開後、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、事業計画書を審査したと思われるが、指定管理料の増額について、令和4年度から令和6年度までと、令和7年度から9年度の

事業計画に変更があるから増額となったのかとの質疑に対し、増額の理由については、人件費の増額や物価高騰による光熱水費の増加などが大きく影響しているとの答弁がありました。

また、事業計画の内容については今までと変わらないのかとの質疑に対し、大きく変更はないが、自主事業については指定管理者が様々な企画を計画しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、秘書室を企画部に移すメリットはとの質疑に対し、今までより企画部総合政策課所管の広報担当と連携が取りやすくなることで、市の重要施策等、市民に届けるべき情報をよりスピーディーに届けられる。また、この連携によってできた時間的余裕をより効率的な発信へとつなげていくことを目指すとの答弁がありました。

また、環境経済部に環境という名をつけた理由はとの質疑に対し、市では2050年に向けてカーボンニュートラルを目指し活動している。環境問題はこれから注目されるところで、今の環境課という名前もあり、環境という名前をつけたとの答弁がありました。

また、環境経済部の目的はとの質疑に対し、今後循環型社会を構築していくため、環境と商業・産業は深く関わっているので、一体的に進めるため1つの部として連携していくとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第71号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、改正案の第6条の2にある特別の事情について、その他任命権者がこれに準ずると認める事情とはどういったものかとの質疑に対し、それぞれ個々の事情が絡んでくると思われるため想定することが難しい。個別の事情を聞き、特別の事情に当たるかどうか都度判断するとの答弁に対し、今後基準を定める考えはあるかとの質疑に対し、条例では例として挙げ、その他これに準ずるものという表現をしている。これは個別の事情を全て条例に挙げるのは困難なためであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、現行の条文では契約対象が明記されているが、改正案では書かれておらず規則で定めるものとある、この規則とは何かとの質疑に対し、現在、瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則などを

作成しており、そちらで契約対象を明記していくとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、特定管理職員とはどういった役職か、また定年前再任用短時間勤務職員の就労時間はどのくらいなのかとの質疑に対し、特定管理職員とは一般的に管理職と呼ばれる職員である。定年前再任用短時間勤務職員は現在1名おり、週4日勤務をしているとの答弁がありました。

また、なぜ市職員の給与改定と市議会議員の報酬等改定を一括で行ったのかとの質疑に対し、今回は人事院勧告に基づき改定を行っている。一般職職員の期末手当支給月数と議員を含む特別職の期末手当支給月数を同じにしている関係で一括して上程しているや、市のルールでは同じ原因で上程する条例はまとめて提案することとしており、今回も人事院勧告に基づく条例改正のため、4つの条例を合わせて上程しているとの答弁に対し、人事院勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置だと思われるが、市議会議員は労使関係がないため人事院勧告に従う理由はないのではないのかとの質疑に対し、市としては、今までも職員と同様に議員についても改正を行っており、今後も同様に改正を行っていく予定であるとの答弁がありました。

その後、人事院勧告制度は公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置とされている。しかし、議員は労使関係にないため、人事院勧告を根拠に期末手当を増額することに疑問を感じる。議員報酬や手当の引上げについて慎重に議論を重ねるべき課題であり、今回のように職員給与と一括して改定することは適切ではないと考える。また、物価高騰や生活費の増加で苦しむ市民の現状を踏まえれば、市議会議員の手当引上げは市民の理解を得ることが難しいと考えるとの反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和6年12月20日、総務委員会委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第73号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第77号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

1点お尋ねしたいと思います。

私は総括質疑の場で、会計年度任用職員の方の給与とか期末手当の改正について条例が出されていないけれども、そのことについてどうかという質問をさせていただき、それについては3月に出して、来年度から実施したいというような旨の発言がありましたけれども、そういった会計年度任用職員さんの方々の議論について、先ほどの委員長報告では一切触れてありませんでしたけれども、一切なかったということによろしかったのでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの関谷守彦議員の御質問にお答えします。

関谷議員におかれましては、御多用の中、委員会を傍聴いただき誠にありがとうございます。委員会での質疑内容については御理解いただいているとは存じますが、総務委員会ではその御質問については、質疑、討論はありませんでした。

以上、お答えします。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回提出された議案は、人事院勧告を基に民間の給与水準との不均衡を是正するために、市職員の勤勉手当や期末手当、さらに給料表の額を改定するものです。また、市議会議員及び市長や副市長などの常勤特別職の期末手当の引上げも含まれている趣旨と理解をしております。

まず、人事院の勧告制度について触れます。

この制度は、公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられ、公務員の勤労の対価として適正な給与を保障するためのものです。そのため、市職員の給与改定は妥当性があると認識しております。

しかしながら、市長と副市長といった特別職及び議員についても今回の改定に含まれていますが、特別職や議員は労使関係にない立場にあり、人事院勧告に縛られるべきものではありません。そして、人事院勧告に従わなければならない法的拘束力もありません。特に議員は、市民の負託を受けた代表者として、自らの報酬や手当の改定について慎重に考えるべき立場にあります。議員報酬や手当の改定は、市民感情を考慮しつつ慎重に議論を重ねて決定すべき課題です。そして、地方議会議員は自ら条例によって期末手当等の改定が可能であることから、人事院勧告が期末手当の増額の根拠とはならないのではないかと考えます。

また、物価高騰や生活費の増加により、市民生活は厳しい状況にあります。総務省が11月に公表した消費者物価指数は38か月連続で上昇しており、前年同月比2.3%の上昇が確認されております。

このような中で議員自身の手当を引き上げることは、市民の理解を得ることが極めて難しいと考えます。議員の手当引上げを見送ることで生じる財源を教育費や地域福祉、防災対策といった市民生活を直接支える施策に少しでも充てるべきです。

ただでさえ政治不信が高まる昨今、我々瑞穂市議会から政治への信頼を取り戻そうではありませんか。ぜひ、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

市では、同じ原因で上程する条例はこれまでまとめて提案しており、今回においても4つの条例を併せて一括で上程しております。今回、市職員の給与改定と市議会議員の報酬等改定をこれまでどおり一括で行うべきか、それとも切り離して考えるべきかということが大きな争点となると思います。

私は、これまでどおり職員と同様に議員の期末手当についても改正を行うべきだと考えております。理由は、この瑞穂市議会議員の現在の報酬額です。

先ほど北村議員は、物価高騰や生活費の増加で苦しむ市民の現状を踏まえて、議員の期末手当を改正することに関しては市民の理解を得ることが難しいと考えるとお話しされました。確かに、その気持ちは分かります。やはり、政治家、政治不信、報酬の高い国会議員のことを考えるのであれば、市民の理解を得るのは難しいと思います。

しかし、地方議員はどうでしょうか、報酬に恵まれているのでしょうか。確かに地方議員の中でも報酬が高い自治体、低い自治体とあると思います。では、この瑞穂市は、議員の報酬は他市町と比べて高いでしょうか、低いでしょうか。そのことに関しては、私たち瑞穂市の市議会議員が身にしみて分かっていると思います。北村議員も身にしみて理解していると思います。

昨年度、瑞穂市特別職報酬審議会において、市長、副市長、教育長、そして市議会議員の給与・報酬が審議されました。その際、岐阜県内のほかの自治体、また全国の瑞穂市と類似規模の自治体と比較をし、瑞穂市の議員は報酬が低く、それを受けて報酬が1万5,000円上がりました。しかし、それでも決して他市町と比べて高いわけではありません。また、この審議会では、毎月の給与・報酬のみが審議できる場であって、期末手当については審議しておりません。この地方議員の担い手不足が叫ばれている中で、決して議員報酬が他市町と比べ恵まれているとは言えない瑞穂市において、議員の期末手当を市職員と切り離して考えるということは、今後優秀な議員の担い手候補が発掘されず、今後の瑞穂市のまちづくりにも影響が出る可能性があると考えます。

よって、これまでどおり議員の期末手当についても、現時点においては市職員と区別することなく一括で行うべき、本議案の上程どおりで問題ないと考えております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

今お二人の議員からも発言があつて、指摘されたことでありますけれども、そして、私も過去にもこの問題を取り上げたところでありますけれども、人事院勧告に基づいた条例改正であるということで、今回も4つの条例、瑞穂市職員の給与に関する条例、瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、そしてさらに、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、そして瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例、この4つの条例を一括して1つの条例案としてまとめられて提案されております。

この理由としては、人事院勧告に基づいた条例改正であるということを理由にしておられます。

ところが、人事院勧告で言っているのは、あくまでも職員の給与をどうするかという話だと思います。したがって、人事院勧告に直接基づいたものについては前記の2つの条例だけで、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この2つであります。そして、委員会の質疑の中でもありましたけれども、これまでの慣例的に職員の期末手当を変更した場合には、それに合わせる形で特別職並びに議員の報酬、期末手当ですね、それに合わせるという説明だったと思います。ということは、特別職並びに議員の期末手当の改定については、人事院勧告というよりも職員の方々の期末手当を変更すると、それに合わせるというのがそもそもの理由だと思います。そういう意味では、この2つのことは別々のことが原因でありますので、それを一括して人事院の勧告が全てだというような説明をされると、ちょっと納得がいかない。そういう意味では、ここは2つに分けて議論をすべきではないかというふうに私は思います。

そういった意味で、実際にも先ほどの反対討論、賛成討論も議員報酬はどうなのかということで話があったと思います。そういった意味で、まず、これを一括して提案されたということについて、ここでしっかりと反対をしていきたい、そのように思います。

そして一方、職員については、給与とそれから期末手当についても、基本的には今年の4月に遡って給与などの改定をするという話であります。

ところが、会計年度職員の給与改定については一切なかったということで、それをお尋ねしますと、執行部の説明によれば、会計年度任用の方については3月議会、次の議会に上程をして、来年4月から適用するということです。

なぜ会計年度任用職員については、来年度から適用するのか。

そもそも、この人事院勧告というのは、今年度の給与をどうするかという話であります。それを会計年度職員だからといって、今年度ではなく1年ずらすという根拠はあるのか。現実に

総務省からも、ここら辺について通達も出されております。もちろん、これはあくまでも参考にして下さいというあれですけども、2回にわたって会計年度任用職員の方にもできるだけ職員と同様に遡って適用すべきではないか、そういったことが出されております。

そういったことを勘案しますと、これまでそういうふうにはしていないという慣例だけで押し切るのはどうか、ここはしっかりと検討をする必要があったのではないか。それについて、例えば財政的にとてもできないということやそれをされないということであれば、それは一つの理屈として分かりますけれども、そこら辺については論議になっていないと思います。

こういった現実を考えますと、同一労働同一賃金ということがよくこの間言われておりますけれども、これにも明らかに反してくることになると思いますし、現実的に考えた場合、会計年度任用職員の方は来年からよと、直接言われるかどうかわかりませんが、やっぱりモチベーションを下げていくという結果にもなっていくと思います。

そういった意味で、これを今回含めなかったということについて反対をしたい、そのように考えます。

そして、3点目であります。

議員並びに特別職に関する期末手当、職員と同様に今年度から実施をするという案であります。

でも、考えてみると、会計年度任用職員の方については来年度からするよと言って、それにも賛成をするのであれば、なぜ特別職並びに議員は今年度から実施するのか。せめて、じゃあ私たちも来年度から実施しましょうということになるのが、ある意味では自然の流れと私は思いますけれども、そういったふうな形にはなっていない。職員と同様に今年度から実施をするという案になっております。

そういった3つの理由をもって、私は今回の職員等の条例改定、これについては反対をしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来、討論が北村議員、関谷英樹議員、そして関谷守彦議員からございましたが、私はこのようにたくさんの議員がそれぞれの意見を持って討論することは大切だというふうに思って活動をさせていただいておりますけれども、この条例改正につきましては、人事院勧告による市職員の給与改定、それに伴って非常勤の特別職並びに常勤の特別職の期末手当等を

改定するものということでございます。

こちらに賛成する理由としましては、市の説明にもあるように、本市において一般職職員の期末手当支給月数と議員を含む特別職の期末手当支給月数を同じに本市はしております。報酬審議会では、先ほど関谷英樹議員もおっしゃられたように、月額報酬に関して審議をされておるといふふうに理解をしております、審議できないとは思っておりませんが、月額報酬を中心に議論がされており、期末手当についての議論はなかったといふふうに理解をしております。

したがって、この期末手当というものをそれぞれ議員の報酬等を考えていくに当たっては、我々議会でも考えることはできますし、もちろんそうした審議会を通して市からの提案があることもあるわけですが、やはり私としては、この期末手当については一定の水準をもって、その時々的情勢に合わせて上下、変化していくものであるといふふうに考えております。それは、人事院勧告というものがそのときの民間の給料、そして物価の現状、そういったものを勘案して行われているものであるといふふうに考え、この期末手当については、人事院勧告を基に決められた職員、一般職員の期末手当等に合わせて改定をしていくということが妥当ではないかといふふうに考えております。

もう一つは、令和6年1月に出されました瑞穂市報酬審議会の答申にもございますように、今後も若者や女性が立候補しやすい環境整備につながるよう、議員報酬や議員定数等について引き続き調査検討を願いますといふような答申がされております。

議員を含む特別職の期末手当の改定は、昨今の議員の成り手不足、そして多様な年齢や性別、経験を持つ人材を確保していくという観点からも、毎年度必要に応じて議論をされた結論である人事院勧告に従って改定していくということは、必要な改正であるといふふうに考えます。

議員報酬に関してはしっかりと審議会等の意見も踏まえ、議会での議論というのもしていく必要があるといふふうに考え、今回この瑞穂市議会では、議会基本条例推進特別委員会の中に研修部会、その中で報酬等について、議員の待遇改善について、待遇といふか議員の待遇についてですね。議会として協議していこう、そういったような動きも行われているわけでございます。そちらの方でしっかりと議員の皆さんと一緒に市民感情も含めて議論を重ねていき、一定の結論を出していくべきものであるといふふうに考えております。

以上のことから、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議員各位の御賛同をお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣について会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして、2件説明します。

まず1件目は、令和7年1月30日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が高山市のひだホテルプラザで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和7年2月13日にココロかさなるCCNセンターで第17回意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） この件につきましては、御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和6年第4回瑞穂市定例会を閉会します。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月20日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 森 清一

議員 馬 淵 ひろし